

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県病院事業条例	公 布 日	昭和41年12月27日	
条 例 番 号	昭和41年三重県条例第60号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日	
所管部局課	病院事業庁県立病院課	電 話 番 号	059-224-2348	
条例の概要	地方公営企業法第4条の規定に基づき三重県病院事業の設置を定めるとともに、同法第2条第3項の規定に基づき、同法の適用に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理型 委任型 規制型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公営企業法第2条第3項及び第4条の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方公営企業法第2条第3項及び第4条の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	現時点において各病院の標榜診療科の一部が休診となっているものがある。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方公営企業法第2条第3項及び第4条の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	条例第14条第4号は、同条第5号で対応可能である。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	診療報酬改訂等に伴い、適宜見直しを実施しており、適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	広く県民の健康保持に必要な医療を提供するための三重県病院事業であり、一部の県民に受益・負担を課すものではない。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	広く県民の健康保持に必要な医療を提供するための三重県病院事業であり、一部の県民に受益・負担を課すものではない。	
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する 現在の規定は、要件を概ね満たしており、早急な改正の必要がないと考えるが、一部の語句の表現を整理することにより、より明確化されたものとした。			無